

【アメリカ】 2014 会計年度国防予算の審議経過と概要

海外立法情報課長 ローラー ミカ

* 2013 年 12 月 26 日、10 月 1 日から始まった 2014 会計年度の国防授權法が成立した。さらに、同日の継続予算決議(2014 年度以降の歳出上限を定める民主・共和両党の予算合意)を経て、2014 年 1 月 17 日、国防予算を含む 2014 年度包括歳出予算法が成立した。

1 2014 会計年度歳出予算の連邦議会審議経過

2014 年度の国防総省歳出予算法案 (H.R.2397) は、2013 年 7 月 24 日に連邦議会上院を通過したが、他省庁等の歳出法案同様に成立をみないまま、10 月 1 日、2014 新会計年度が始まった。予算の空白は 16 日間に及び、連邦政府機関が一部閉鎖される事態となった。この間、国防関係については、職員給与等に関して特別に継続予算措置が取られていた (P.L.113-39、P.L.113-44)。10 月 17 日、2014 年 1 月 15 日までの継続予算法が成立 (P.L.113-46)、政府機関の閉鎖は解除された。

12 月 10 日、民主・共和両党の間で予算合意がまとまり、12 月 26 日に継続予算決議 (H.J.Res.59) の形で成立した (P.L.113-67)。これは、歳出予算の上限を定める 1985 年財政収支均衡法 (2011 年予算管理法 (P.L.112-25) により改正された。) を改正するもので、2014 年度の裁量的歳出予算については合計 1 兆 120 億ドル (うち国防分野は 5205 億ドル) が新たに緩和された上限額とされた。なお、この合意は 62 歳未満の退役軍人恩給の縮減を含むものであった。

2 2014 会計年度国防授權法の成立

一方、国防授權法は、下院案 (H.R.1960) が 2013 年 6 月 14 日に下院を通過、上院案 (S.1197) は 6 月 20 日に提出されており、12 月 26 日、年内の成立を目指して両院間で調整され議会を通過した法案 (H.R.3304) に大統領が署名、成立した (P.L.113-66)。国防授權法は予算に根拠を与えるが、そこで示された予算額は、歳出予算法の範囲内で認められるものである (第 4001 条)。今回、以下の点が注目されていた。

① グアantanamo 収容所の収容者移送問題： 収容者の外国への移送を認める条件を緩和する一方、収容者の米国内への移送のため及び米国内に関連収容施設を設置するための歳出予算の支出を禁じる (第 1033 条～第 1035 条)。グアantanamo 収容所の廃止を掲げるオバマ大統領は、署名当日、今回の措置は前進ではあるが、行政府に更に裁量を与えるべきとする声明を出している。

② 軍内部の性的暴行問題への対処： 近年、問題が顕在化している軍組織内での女性兵士等への性的暴行事件について、第 1701 条以下で統一軍事裁判法典の改正等による軍事裁判手続の改善その他を定めている。

また、日本に関係するものとして、在沖縄海兵隊のグアム移転関連経費が一部承認

された（本誌 258-1 号（2014 年 1 月刊） p.42 参照）。

3 2014 会計年度包括歳出予算法の成立と国防予算

上述の継続予算の期限（P.L.113-73 により 1 月 18 日に延長）に向けて、年末の予算合意を受けた 2014 年度歳出予算法案の策定が進められた。そして、全 12 件の通常の歳出予算法案を統合した包括歳出予算法案（H.R.3547）が 1 月 13 日に公表され、15 日に下院、16 日に上院を通過、17 日に成立した（P.L.113-76）。

2014 年度の裁量的歳出予算（基本予算）額は、12 月の合意の上限額に沿った 1 兆 120 億ドル（うち国防分野 5205 億ドル）となっており、戦費（Overseas Contingency Operations）920 億ドル等を加えた合計では 1 兆 1107 億ドルである。国防総省歳出予算（基本予算）は 4869 億ドル、国防総省分の戦費は 852 億ドルである（注 1）。2013 年度の予算の一律強制削減措置が国防の準備態勢を脅かし、不十分な資源配分、近代化の諸計画の遅延、文官の一時帰休を生じさせたという認識のもと、さらなる悪影響を回避し、優先度の高い分野を回復させることが目指されている。国防総省予算の概要は以下のとおりである（注 2）。

- ①2013 年 12 月の合意の内容を変更し、退役軍人恩給縮減対象から傷病退役者を除外
- ②アフガニスタン戦費に 852 億ドル
- ③2013 年 12 月 23 日の大統領令第 13655 号に規定する月額基本給 1%増に対応し、人件費に 1288 億ドル。国防保健プログラム（Defense Health Program）に 327 億ドル
- ④運営管理費に 1600 億ドル。サイバー・コマンド（4 億 4700 万ドル）、性的暴行防止・対応策（1 億 5700 万ドル）の費用を含む。
- ⑤研究開発費に 630 億ドル。装備調達費に 929 億ドル

法案の説明文書（同法第 4 条）には、東日本大震災時トモダチ作戦に参加した米軍兵士の被ばく状況に関して 2014 年 4 月 15 日までに連邦議会委員会へ報告すること等が含まれている。なお、1 月 16 日のワシントンポスト紙（ウェブ版）は、同法の附属秘密文書に CIA（中央情報局）の無人航空機作戦の権限を国防総省に移管しないことに関して記載があると伝えている。

注（インターネット情報は 2014 年 1 月 21 日現在である。）

(1) Congressional Budget Office, *CBO Estimate of Discretionary Appropriations for Fiscal Year 2014, Including H.R. 3547, the Consolidated Appropriations Act, 2014, as Posted on the Website of the House Committee on Rules on January 13, 2014.*

<<http://www.cbo.gov/sites/default/files/cbofiles/attachments/hr3547.pdf>>

(2) House Appropriations Committee, *FY 2014 Omnibus – Department of Defense Appropriations.*

<http://appropriations.house.gov/uploadedfiles/01.13.14_fy_2014_omnibus_-_defense_-_summary.pdf>; Senate Committee on Appropriations, *Summary: Fiscal Year 2014 Omnibus Appropriations Bill.* <<http://www.appropriations.senate.gov/news.cfm?method=news.view&id=5aa8e660-f52e-4074-945f-9618eb963ae9>>